

介護老人保健施設野洲すみれ苑 訪問リハビリテーション
(介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団 葦 会 が開設する介護老人保健施設野洲すみれ苑（以下「当施設」という）において実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(指定訪問リハビリテーション運営の方針)

- 第3条** 事業所が実施する事業は、要介護状態の利用者に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 前3項のほか、「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月29日滋賀県条例第17号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの運営の方針)

- 第4条** 事業所が実施する事業は、要支援状態の利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行い、利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービス提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉

サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

- 4 前3項のほか、「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月29日滋賀県条例第17号)、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。第7条記載の営業日、営業時間外でも相談に応じて事業を実施するものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第5条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|-------------------------|
| (1) | 施設名 | 介護老人保健施設 野洲すみれ苑 |
| (2) | 開設年月日 | 平成26年3月1日 |
| (3) | 所在地 | 滋賀県野洲市小篠原 490-1 |
| (4) | 電話番号 | 077-588-3001 |
| (5) | FAX番号 | 077-588-3002 |
| (6) | 管理者名 | 関根 尚之 |
| (7) | 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (2551380021 号) |

(従業者の職種、員数)

第6条 当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令及び滋賀県条例の定めるところによる。

- | | | |
|-----|-------|------|
| (1) | 管理者 | 1名 |
| (2) | 医師 | 1名以上 |
| (3) | 理学療法士 | 1名以上 |
| (4) | 作業療法士 | 1名以上 |
| (4) | 言語聴覚士 | 1名以上 |
| (5) | 事務職員 | 1名以上 |

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日(但し12月31日から1月3日は除く)
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
(3) サービス提供時間 月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(従業者の職務内容)

第8条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
(2) 医師は利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
(3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は医師や看護師等と共同して、リハビリテーション実施計画書を作成するとともに適正な指定訪問リハビリテーションを提供します。
(4) 事務職員は、介護報酬請求、経理事務などを行う。

(指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の内容)

第9条 事業所で行う指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕は、計画的な医学的管理を行っている主治医の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リ

ハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の利用料等)

第10条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関の実費負担、自動車を利用した場合は1kmにつき100円を徴収する。

4 利用者又はその家族が、訪問リハビリテーションの提供をキャンセルした場合、キャンセル料は徴収しない事とする。

5 第1項及び第2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

6 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

7 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の実施地域)

第11条 通常の実施地域を以下のとおりとする。

野洲市・守山市・近江八幡市・湖南市・竜王町

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に周知するとともに避難、救出その他必要な訓練を行う。

- (1) 防火管理者には、当事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、当事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・ 年 2 回以上（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う。）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・ 年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・ 随 時
- (7) 非常災害の発生の際にその事業者が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めます。
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（緊急時等における対応方法）

- 第 13 条** 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第 14 条** 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第 15 条** 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。ま

たサービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(要望及び苦情等の相談)

第 16 条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に係る利用者からの要望及び苦情等に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

(職員の服務規律)

第 17 条 職員は介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 18 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 19 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団董会介護老人保健施設野洲すみれ苑の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 職員はこの施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 21 条 従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 22 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 23 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間は保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団董会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

この規程は、令和7年9月17日から施行する。

この規程は、令和7年10月14日から施行する。

この規程は、令和8年2月1日から施行する。

この規程は、令和8年6月1日から施行する。